

〈チェックリスト〉

公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について

令和4年2月24日時点

※過去の認定審査において、特にご確認が必要だった点をまとめております。第6回公認心理師試験に向けての認定審査では必要書類が変更となる可能性もございます。

書類	提出が必要な方、対象区分	確認点	備考	チェック
公認心理師試験資格認定願	全区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国籍の方の場合、「本籍地」は詳細な地名となっているか。</li> <li>・「該当審査対象者区分」は通知中「第1 審査対象者」に記載の1～5の番号が記載されているか。</li> <li>・（区分5の場合）「該当審査対象者区分が5の場合、取得した外国の心理職資格名及び取得年月日」に正式な資格名（現地語表記）と取得年月日が記載されているか。</li> <li>・日付は送付した日であり、提出期限内になっているか。</li> </ul>		
履歴書	全区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下部の「高等学校卒業までの修業年限」の欄が12年未満の場合はその事情や理由が分かる説明書類が添付されているか。</li> </ul>		
住民票の写し若しくは戸籍抄本又は戸籍謄本	全区分 （日本国籍を有する者に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーの記載がないものとなっているか。</li> </ul>		
旅券の写し（顔写真・旅券番号記載ページ）	全区分 （外国籍の者に限る。）			
卒業した外国の大学又は課程を修了した外国の大学院の入学資格（修業年限）及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の1を満たすことを明らかにした部分）	区分1・区分5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語訳が添付されているか。</li> <li>・（英語以外の言語の大学・大学院の文書をご提出される場合については、）「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した日本語へ翻訳した文書」、「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した英語へ翻訳した文書」のいずれかが添付されているか。</li> <li>・大学・大学院が発出した正式な書面であるか。それが確認できるようになっているか。</li> <li>・明示的に年数や要件（高等学校卒業業者や学士取得者など）が記載されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・大学院で正式に公開していることが分かればHPの写しでも可とする。</li> <li>・大学・大学院が発出した正式な書面が公開されていない場合や申請者が保有していない場合は個別大学・大学院に問い合わせるなどして、然るべき権限を有する者のサインが必要である。</li> </ul>	
卒業した外国の大学の入学資格（修業年限）及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の1を満たすことを明らかにした部分）	区分2・区分3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語訳が添付されているか。</li> <li>・（英語以外の言語の大学・大学院の文書をご提出される場合については、）「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した日本語へ翻訳した文書」、「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した英語へ翻訳した文書」のいずれかが添付されているか。</li> <li>・大学が発出した正式な書面であるか。それが確認できるようになっているか。</li> <li>・明示的に年数や要件（高等学校卒業業者や学士取得者など）が記載されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学で正式に公開していることが分かればHPの写しでも可とする。</li> <li>・大学が発出した正式な書面が公開されていない場合や申請者が保有していない場合は個別大学に問い合わせるなどして、然るべき権限を有する者のサインが必要である。</li> </ul>	
卒業した外国の大学、かつ、課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の入学資格（修業年限）及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の1を満たすことを明らかにした部分）	区分4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語訳が添付されているか。</li> <li>・（英語以外の言語の大学・大学院の文書をご提出される場合については、）「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した日本語へ翻訳した文書」、「外部機関に委託した英語へ翻訳した文書」のいずれかが添付されているか。</li> <li>・大学・大学院が発出した正式な書面であるか。それが確認できるようになっているか。</li> <li>・明示的に年数や要件（高等学校卒業業者や学士取得者など）が記載されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・大学院で正式に公開していることが分かればHPの写しでも可とする。</li> <li>・大学・大学院が発出した正式な書面が公開されていない場合や申請者が保有していない場合は個別大学・大学院に問い合わせるなどして、然るべき権限を有する者のサインが必要である。</li> </ul>	
卒業した日本の大学等の卒業証書の写し又は卒業証明書	区分1			
卒業した日本の大学等の成績証明書	区分1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認心理師法施行規則第1条の2に規定する科目を修めているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認心理師のカリキュラムを定めている大学において、カリキュラム設置後に各科目を修めている必要がある。</li> </ul>	
課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の修了証書の写し又は修了（見込）証明書	区分1・区分4・区分5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語訳が添付されているか。</li> <li>・（英語以外の言語の大学・大学院の文書をご提出される場合については、）「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した日本語へ翻訳した文書」、「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した英語へ翻訳した文書」のいずれかが添付されているか。</li> </ul>		

〈チェックリスト〉

公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について

令和4年2月24日時点

※過去の認定審査において、特にご確認が必要だった点をまとめております。第6回公認心理師試験に向けての認定審査では必要書類が変更となる可能性もございます。

書類	提出が必要な方、対象区分	確認点	備考	チェック
課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の成績証明書（履修見込証明書）並びに履修（見込）専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類	区分1・区分4・区分5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語訳が添付されているか。</li> <li>・（英語以外の言語の大学・大学院の文書をご提出される場合については、）「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した日本語へ翻訳した文書」、「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した英語へ翻訳した文書」のいずれかが添付されているか。</li> <li>・<u>授業内容において、当時のシラバスなど大学院が発出した正式な書面が添付されているか。それが確認できるようにになっているか。</u></li> <li>・時間数について、大学院の規程に基づき計算をし、規程の時間（心理の専門科目において合計990時間以上）を超えているか。<u>客観的に明らかになっているか。</u></li> <li>・<u>内容の証明、時間数の算定においては心理の専門科目のみである。</u>心理以外の科目を加えていないか。</li> <li>・複数の大学院の合算は不可である。合算はしていないか。</li> <li>※修士課程、博士課程で一体的に修了している場合は可とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の確認点に必要な科目等のみで構わないが、内容については要約はせずにもれなく翻訳すること。意識はせずに客観的に事実に基づいた翻訳とすること。</li> <li>・当室においても翻訳の内容の確認は行い疑義がある翻訳については採用しない。</li> <li>・大学院が正式に公開していることが分かればHPの写しでも可とする。</li> <li>・客観的に明らかであることが判断できる箇所においてのみ当室で審査を行う。（自身で記載した注釈や追記は認めない。）</li> <li>・時間の計算においては「1単位あたり〇時間の学習とする。」等の客観的に明らかである大学院の規程に基づき計算を行い判断する必要がある。</li> <li>・大学院においての規程が確認できない場合は、個別大学院に問い合わせるなどして、然るべき権限を有する者のサインが必要である。</li> </ul>	
卒業した外国の大学の卒業証書の写し又は卒業証明書	区分2・区分3・区分4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語訳が添付されているか。</li> <li>・（英語以外の言語の大学・大学院の文書をご提出される場合については、）「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した日本語へ翻訳した文書」、「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した英語へ翻訳した文書」のいずれかが添付されているか。</li> </ul>		
卒業した外国の大学の成績証明書並びに履修専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類	区分2・区分3・区分4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語訳が添付されているか。</li> <li>・（英語以外の言語の大学・大学院の文書をご提出される場合については、）「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した日本語へ翻訳した文書」、「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した英語へ翻訳した文書」のいずれかが添付されているか。</li> <li>・<u>授業内容において、当時のシラバスなど大学が発出した正式な書面が添付されているか。それが確認できるようにになっているか。</u></li> <li>・時間数について、大学の規程に基づき計算をし、規程の時間（心理の専門科目において合計1,790時間以上）を超えているか。<u>客観的に明らかになっているか。</u></li> <li>・<u>内容の証明、時間数の算定においては心理の専門科目のみである。</u>心理以外の科目を加えていないか。</li> <li>・複数の大学の合算は不可である。合算はしていないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の確認点に必要な科目等のみで構わないが、内容については要約はせずにもれなく翻訳すること。意識はせずに客観的に事実に基づいた翻訳とすること。</li> <li>・当室においても翻訳の内容の確認は行い疑義がある翻訳については採用しない。</li> <li>・大学が正式に公開していることが分かればHPの写しでも可とする。</li> <li>・客観的に明らかであることが判断できる箇所においてのみ当室で審査を行う。（自身で記載した注釈や追記は認めない。）</li> <li>・時間の計算においては「1単位あたり〇時間の学習とする。」等の客観的に明らかである大学の規程に基づき計算を行い判断する必要がある。</li> <li>・大学においての規程が確認できない場合は、個別大学に問い合わせるなどして、然るべき権限を有する者のサインが必要である。</li> </ul>	
課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの日本の大学院の修了証書の写し又は修了（見込）証明書	区分2			
課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの日本の大学院の成績証明書（履修見込証明書）	区分2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認心理師法施行規則第2条に規定する科目を修めているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認心理師のカリキュラムを定めている大学院において、カリキュラム設置後に各科目を修めている必要がある。</li> </ul>	

〈チェックリスト〉

公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について

令和4年2月24日時点

※過去の認定審査において、特にご確認が必要だった点をまとめております。第6回公認心理師試験に向けての認定審査では必要書類が変更となる可能性もございます。

書類	提出が必要な方、対象区分	確認点	備考	チェック
「公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」（平成29年12月8日付け29文科初第1166号・障発1204第3号）第9の2によるプログラム修了証の写し又はプログラム修了見込証の写し	区分3	・認定されている施設であるか。施設は厚生労働省HPにあげられている「公認心理師法第7条第2号に規定する認定施設」である必要がある。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000210738.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000210738.html</a>		
大学院の課程修了相当の外国の心理職の資格証等の写し	区分5	・日本語訳が添付されているか。 ・（英語以外の言語の大学・大学院の文書をご提出される場合については、）「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した日本語へ翻訳した文書」、「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した英語へ翻訳した文書」のいずれかが添付されているか。 ・取得していることが分かる公的な書類であるか。	・取得見込みは不可である。	
大学院の課程修了相当の外国の心理職の資格に関する根拠法令・取得要件等	区分5	・日本語訳が添付されているか。 ・（英語以外の言語の大学・大学院の文書をご提出される場合については、）「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した日本語へ翻訳した文書」、「外部機関(民間の翻訳会社、大使館等)に委託した英語へ翻訳した文書」のいずれかが添付されているか。 ・正式な書面で大学院の課程修了相当の外国の心理職の資格であることがわかるようになっているか。	・客観的に明らかであることが判断できる箇所においてのみ当室で審査を行う。 （自身で記載した注釈や追記は認めない。） ・国による資格でない場合は資格保有団体の規定等が必要である。その場合資格保有団体の定款等も添付すること。 ・当該資格の規程が確認できない場合は、個別資格保有団体や大学院に問い合わせるなどして、然るべき権限を有する者のサインが必要である。	
日本語能力試験N1「認定結果及び成績に関する証明書」の写し	日本の中学校及び高等学校を卒業した者以外のもの。	・提出時点において取得している。	・取得見込みは不可である。	
旧姓が記載された公的な証明書	提出書類に記載されている氏名が複数ある場合に限る。			
必要に応じて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室が提出を求める書類	—		提出後、申請状況に応じて求める。	—